

愛媛大学埋蔵文化財調査室規程

平成26年4月1日
規則第167号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則第30条第2項の規定に基づき、愛媛大学埋蔵文化財調査室(以下「調査室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 調査室は、国立大学法人愛媛大学(以下「本学」という。)の敷地内の施設整備に伴う埋蔵文化財の調査研究を行うとともに、出土した埋蔵文化財を記録、保存及び活用し、もって本学の教育研究における学術的・社会的責務を果たすことを目的とする。

(業務)

第3条 調査室は、本学の敷地内の施設整備に伴う埋蔵文化財の調査研究に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 実施計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 遺物の整理及び保管に関すること。
- (3) 報告書の作成に関すること。
- (4) 出土埋蔵文化財及び調査成果の公開及び利活用に関すること。
- (5) 本学の学生及び教員への実践的な教育及び研究の支援に関すること。
- (6) その他埋蔵文化財の調査研究に必要な事項

(組織)

第4条 調査室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他必要な職員(以下「調査室職員」という。)

(学術研究会議)

第5条 調査室の業務に関する重要な事項は、愛媛大学先端研究・学術推進機構学術研究会議(以下「学術研究会議」という。)において審議する。

(室長)

第6条 室長候補者は、本学の専任の教授のうちから、学術研究会議が推薦し、学長が選考する。
2 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第7条 専任教員は、学術研究会議が推薦し、国立大学法人愛媛大学人事委員会の議を経て、学長が選考する。

(兼任教員)

第8条 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、室長が当該教員の所属する部局等の長の同意を得て推薦し、学長が任命する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 室長は、調査室の業務を掌理する。

- 2 専任教員は、室長の職務を助け、調査室の業務を遂行する。
- 3 兼任教員は、調査室の専任教員とともに調査室の業務を遂行する。
- 4 調査室職員は、調査室の業務に従事する。

(専門員)

第10条 調査室に、必要に応じて、埋蔵文化財の調査研究に関し、それぞれの専門分野から特別な知識及び技術について協力及び助言を得るため、専門員を置くことができる。

- 2 専門員に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 調査室に関する事務は、施設基盤部施設企画課及び研究支援部研究支援課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、調査室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人愛媛大学埋蔵文化財調査委員会規程(平成16年規則第19号)は、廃止する。
- 3 国立大学法人愛媛大学埋蔵文化財調査室設置要項(平成16年4月1日制定)は、廃止する。